

日本橋ふくしま館イベントスペース出展要綱

(目的)

第1条 この要綱は、首都圏情報発信拠点「日本橋ふくしま館」(以下、「ふくしま館」)において、イベントスペースの出展に関し必要な事項を定め、市町村・農商工団体等による日本酒や果物、菓子、工芸等の福島県産品の販売や四季折々の多彩な観光情報のPRを通じて、復興に向かう「ふくしまの今」を発信することを目的とする。

(申請者及び運営者)

第2条 この要綱において、「申請者」とは、ふくしま館においてイベントを実施する者(出展者)をいい、「運営者」とは、公益財団法人福島県観光物産交流協会とする。

(イベントゾーン)

第3条 ふくしま館のイベントスペースは、「飲食コーナー」、「実演コーナー」、「催事コーナー」とする。

(出展期間)

第4条 イベントスペースにおける出展期間は、1回の申請につき原則として7日間以内とする。ただし、協議の上、運営者が必要と認める場合はこの限りではない。1日に出展できる定員は、「飲食コーナー」および「実演コーナー」は各1者とし、「催事コーナー」は3者までとする。

(出展時間)

第5条 イベントスペースの出展時間は、平日10:30～19:30 土日祝日11:00～17:30とする。
(ふくしま館の営業時間 平日10:30～20:00 土日祝日11:00～18:00)

第6条 イベントスペースへの搬出入時間は次のとおりとする。

<搬入>

前日:平日18:00～19:50、土日祝日16:00～17:50

当日:平日・土日祝日8:30～9:30

<搬出>

当日:平日17:30～19:30、土日祝日16:30～17:30

※ふくしま館の店舗前には駐車スペースがないため、搬出入の際は、最寄りの駐車場に入庫し、台車等を利用して搬出入すること。また、搬出は当日に完了すること。

(出展資格)

第7条 イベントスペースに出展できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1)福島県及び福島県内の市町村、観光協会・農商工団体の公益的又は公共的団体とする。

(2)その他前号に準ずるもので、運営者が特にその利用を認めた団体とする。

(3)県産品の製造又は販売をしている事業者とする。

(諸経費・販売方法)

第8条

(1)イベント実施に要する人員、物品等の手配や、販売物や食材、機材等の搬入・搬出は申請者の負担により行うものとする。

- (2)申請者は、イベントの適正な運営の確保と来館者の安全かつ快適な利用を第一とし、イベント開催期間中は係員をイベントスペースに常駐させるなど善良な管理者の注意義務をもって使用するものとする。
- (3)申請者は、身体障害者の通行、又は非常の際における避難及び救護のため、通路及び避難経路に通行を妨げるおそれのある物品等を置いてはならない。
- (4)イベント開催に伴う申請者の責めに帰すべき事由による事故及び損害については、申請の責任において処理するものとする。
- (5)試食品及び飲食物の提供に係る衛生管理は、申請者の責任において行うものとする。
- (6)イベント開催期間中は、運営者の指示に従うものとし、イベント終了後、ゴミは原則持ち帰り、速やかにイベントスペースの原状回復を行うものとする。やむを得ずゴミを置いていく場合は、運営者の指示に従うこと。
- (7)イベントスペース出展時間内は必ず営業し、撤収作業は出展時間終了後に実施すること。
- (8)商品の会計はすべてPOSレジで行う。
- (9)商品に貼り付けるバーコード、入金用のバーコードの発行代(1円/枚)は売上金と相殺とする。

(支払条件)

第9条 売上金は、月末締め翌20日に指定口座へ振込を行う。出展料、バーコード発行代等は相殺とし、振込手数料は出展者の負担とする。

(出展料条件)

第10条 販売を伴わないイベントスペースの利用については無料とする。販売を伴うイベントスペースの利用については、下表のとおり売上金に対し該当する条件で出展料を確定する。

出展者区分	第7条(1)該当	第7条(2)該当	第7条(3)該当
飲食コーナー	手数料率10% ※観光物産交流協会の 会員は7%	手数料率10% ※観光物産交流協会の 会員は7%	手数料率15% ※観光物産交流協会の 会員は10%
実演コーナー	手数料率5% ※観光物産交流協会の 会員は3%	手数料率10% ※観光物産交流協会の 会員は7%	手数料率15% ※観光物産交流協会の 会員は10%
催事コーナー	手数料率5% ※観光物産交流協会の 会員は3%	手数料率10% ※観光物産交流協会の 会員は7%	手数料率15% ※観光物産交流協会の 会員は10%

(イベントスペースの主設備)

第11条 出展者には以下の設備を無料で使用できることとする。

<飲食コーナー>

電源、ガスレンジ、ガスゆで麺機、鋳物ガスコンロ、電気フライヤー、2槽シンク、1槽シンク、食器洗浄機、製氷器、ストック用の冷蔵庫・冷凍庫(バックヤード)、レジ等。

※電源は100v、200vがあり、事業者あたり最大2000wまで使用可能。

※冷蔵庫・冷凍庫は共用物のため占有は不可。

＜実演コーナー＞

電源、平台、ディスプレイ用の冷蔵・冷凍ケース、ストック用の冷蔵庫・冷凍庫(バックヤード)、1槽シンク、レジ等。

※電源は100v、200vがあり、事業者あたり最大2000wまで使用可能。

※1槽シンク、冷蔵庫・冷凍庫は共用物のため占有は不可。

＜催事コーナー＞

電源、ストック用の冷蔵庫・冷凍庫(バックヤード)、レジ等。

※1者あたりの販売スペースは最大で平台5台分とする。

※給湯設備は実演コーナーを利用すること。

※電源は100v、200vがあり、事業者あたり最大2000wまで使用可能。

※1槽シンク、冷蔵庫・冷凍庫は共用物のため占有は不可。

(緊急連絡)

第12条 搬入搬出及び、営業中に発生したアクシデントは次のとおり対応するものとする。

① まずは身の安全を確保すること。

② 直ちに下記宛に連絡すること。

日本橋ふくしま館 TEL03-6262-3977

③ 2次災害が発生しないよう安全を確保し対処すること。

※館内のアクシデントについては、ふくしま館職員の指示に従って行動すること。

■ お問い合わせ先

日本橋ふくしま館

東京都中央区日本橋室町4-3-16 柳屋太洋ビル1階

電話03-6262-3977 FAX03-6262-3978

附則

この規程は、平成26年4月12日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

《販売商品の選定基準》

当協会が定める『特定施設県産品選定要領』第4条の選定基準を満たすものであること。

『特定施設県産品選定要領』

(選定基準)

第4条 県産品は、以下の基準により選定することを基本とする。

- (1)加工食品及び非食品については、原則として生産物賠償責任保険等に加入している事業者の商品であり、次のいずれかに該当していること。
 - (イ)商品の主要な原材料が福島県内産であり、商品の製造又は加工の最終段階を県内事業者が行っていること。
 - (ロ)商品の主要な原材料が福島県外産であり、商品の製造又は加工の最終段階を県内事業者が行っていること。
 - (ハ)商品の主要な原材料が福島県内産であって、県外の事業者等により製造された場合は、商品の販売を県内事業者が行っていること。
- (ニ)上記に掲げる以外の商品であっても、本県のイメージアップや認知度の向上に相当程度寄与するものと判断できるものについては、特例的に「県産品」として取扱うことができるものとする。なお、東日本大震災及び原子力発電所災害の影響により、県外へ移転した事業所等については「県内事業者」として扱うものとする。
- (2)農林水産物については、福島県内で生産、収穫されたもので、福島県農林水産部が実施している「農産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリング」において、出荷等制限品目に該当しないものであること。
- (3)材料(原料、素材)は適切なものを使用していること。
- (4)季節商品を除き、継続して通常の需要に応じられる程度の生産力を有すること。
- (5)食品表示法等各種法令等に定められた表示義務等に対応していること。
- (6)食品衛生法、食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法等その他関係法令に定める規定に違反していないこと。